

## 郵便等投票証明書交付申請書

代理記載

(代理記載人となるべき者の届出と併せて行う場合の申請書)

公職選挙法施行令第59条の3及び第59条の3の2の規定によって、郵便等投票証明書の交付を受け、併せて当該郵便等投票証明書に公職選挙法第49条第3項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けたいので、必要書類を添え申請します。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

選挙人名簿に記載されている住所	(〒 - ) 大磯町
生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
選挙人氏名	
電話番号	

大磯町選挙管理委員会委員長 殿

### 【添付する書類】

- 令第59条の3第3項の書類(郵便等による不在者投票ができることを証明するもの)  
身体障害者手帳若しくは令第59条の2第1号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面、戦傷病者手帳若しくは令第59条の2第2号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面または介護保険の被保険者証
- 令第59条の3の2第3項の書類(代理記載ができることを証明するもの)  
身体障害者手帳若しくは令第59条の3の2第1項第1号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面または戦傷病者手帳若しくは令第59条の3の2第1項第2号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面
- 代理記載人となるべき者の届出書(同意書、宣誓書)

※この書類は代理記載人になる人が選挙人本人に代わって記載してください。

※障害の程度の判断にあたり関係機関に確認する場合がありますのでご承知おきください。

※郵便等投票証明書は上記記載の住所に郵送します。

※申請書(この用紙)と添付書類を下記の申請先に郵送または持参してください。

### 【申請先】

〒255-8555  
大磯町東小磯183番地  
大磯町選挙管理委員会事務局 宛  
電話 0463-61-4100 (内線228)

記入の方法

郵便等投票証明書交付申請書

代理記載

(代理記載人となるべき者の届出と併せて行う場合の申請書)

公職選挙法施行令第59条の3及び第59条の3の2の規定によって、郵便等投票証明書の交付を受け、併せて当該郵便等投票証明書に公職選挙法第49条第3項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けたいので、必要書類を添え申請します。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

※この用紙を書いた日を記入

選挙人名簿に記載されている住所	(〒 - ) 大磯町	※住所を記入
生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成	年 月 日
選挙人氏名		※選挙人の氏名を記入
電 話 番 号		※自宅などの連絡先の電話番号を記入

大磯町選挙管理委員会委員長 殿

※「1」と「2」の内容が1つの手帳の記載でわかる場合の添付書類は「手帳1冊」と3の「届出書」となります

【添付する書類】

- 令第59条の3第3項の書類(郵便等による不在者投票ができることを証明するもの)  
身体障害者手帳若しくは令第59条の2第1号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面、戦傷病者手帳若しくは令第59条の2第2号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面または介護保険の被保険者証
- 令第59条の3の2第3項の書類(代理記載ができることを証明するもの)  
身体障害者手帳若しくは令第59条の3の2第1項第1号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面または戦傷病者手帳若しくは令第59条の3の2第1項第2号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面
- 代理記載人となるべき者の届出書(同意書、宣誓書)

※この書類は代理記載人になる人が選挙人本人に代わって記載してください。

※障害の程度の判断にあたり関係機関に確認する場合がありますのでご承知おきください。

※郵便等投票証明書は上記記載の住所に郵送します。

※申請書(この用紙)と添付書類を下記の申請先に郵送または持参してください。

【申請先】

〒255-8555  
大磯町東小磯183番地  
大磯町選挙管理委員会事務局 宛  
電話 0463-61-4100 (内線228)